

平成 1 7 年度第 1 回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日時 : 平成 1 7 年 6 月 2 3 日 (木曜日)

午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで

場所 : 宮城県行政庁舎 4 階 庁議室

平成17年度第1回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成17年6月23日（木） 午後1時30分から4時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 庁議室

出席委員：森杉 壽芳 部会長 田中 仁 副部会長 遠藤 勝彦 委員
岡田 秀二 委員 長田 洋子 委員 加藤 徹 委員
高橋 千代恵委員 徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員
両角 和夫 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成17年度宮城県行政評価委員会第1回の公共事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、佐々木企画部長よりごあいさつ申し上げます。

企画部長 平成17年度公共事業評価部会の平成17年度第1回の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆さんには大変忙しいところ、本会議にお集まりいただきまして、日ごろ県政各般にわたりまして御協力を賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

さて、本県の公共事業を平成17年度予算ベースで見ますと約1,500億円、最盛期の平成10年度の3,000億円と比べ半減いたしております。したがって、公共事業の厳選化、重点化が非常に必要な時期になっております。

公共事業には、よく言われるように、大型プロジェクト、特に、一度決めたらとまらない、とめられないというお話がありまして、それはおかしいということで、やっぱり見直しをすべきだ、あるいは第三者のいった、専門家のいった機関で検証、あるいは評価をすべきだという点が出ております。そういう流れの中で、本日の公共事業評価部会があるわけです。

さて、本県の状況を見ますと、公共事業の再評価につきましては、効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度から、10年度以降実施しているところでございます。この部会は、県自らが行う公共事業再評価の妥当性についてご審議をいただく極めて重要な部会であります。

今年度ご審議いただきますのは、河川1事業、砂防等2事業、道路5事業、海岸1事業、下水道1事業、農業農村整備4事業ということで、計14事業となっております。

なお、対象事業には平成10年、12年度に再評価をいたしました事業、再々評価が事業では、2事業ございます。さらに、公共事業の効率性、公平性及びその実施プロセスの透明性の一層の向上を図るため、昨年度から導入を検討しております公共事業の事後評価について、今年度も1事業の試行結果を報告させていただきまして、皆様からご意見をいただくこととしております。

本日は、お手元の次第にありますとおり、今年度の審議の進め方、対象事業の概要などのご説明を申し上げました後、6事業の審議をいただくことを予定しております。

予定では、これまでの議会の審議結果等を踏まえご意見頂戴できるよう、限られ

た時間ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司 会 本日は、森杉部会長を初め、今現在 8 名の委員にご出席いただいております。なお、田中委員、岡田委員につきましては、30分ないし1時間ほど遅れる旨の連絡が入っています。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たし、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、今年度第1回の部会でもありますので、改めて本日出席の委員をご紹介します。

森杉部会長です。

遠藤委員です。

長田委員です。

加藤委員です。

高橋委員です。

徳永委員です。

沼倉委員です。

両角委員です。

続いて、宮城県の出席者を紹介します。

評価担当部局として出席しております、

佐々木企画部長です。

同じく松元企画部理事です。

同じく梅原企画部次長です。

土井行政評価室長です。

事業担当部局として出席しております、

産業経済部の関川農地整備課長です。

同じく農村基盤計画課の川村事業管理計画専門監です。

土木部土木総務課、松崎土木政策専門監です。

それでは、これより会議に入ります。

森杉部会長、よろしくお願いいたします。

森杉部会長 今年度もたくさんの案件がありますが、特に委員の方々、よろしくお願いいたします。

まず、審議資料をご覧ください。知事から行政評価委員会へ諮問がなされております。

この件に関しましては、行政評価委員会条例第6条第1項の規定と行政評価委員会運営規定の第2条に従いまして、本部会において、調査並びに審議を行うことになっております。

例年と同様、今回この部会を開催することになっております。

次に、議事録署名者の委員を指名いたします。今回は、遠藤委員と長田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開ですが、当会議は公開です。傍聴に関しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。写真撮影、録画等につきましては、事務局の指示に従いますようお願いいたします。

それでは、議事次第に従って会議を行います。

まず最初に、1番、平成17年度公共事業評価部会の進め方についてですが、事務局の方からご説明お願いいたします。

行政評価室長 それでは、部会の進め方を説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

今年度の公共事業評価部会につきましては、再評価が14事業が対象です。また審議は、事後評価試行が1事業も併せてお願いいたします。

再評価について、具体的にどのように進めていくかということですが、2の部会日程にお示ししておりますとおりです。第1回と第2回部会では、対象事業の概要説明と質疑を行い、その論点を整理した上で、第3回から第6回部会の間でご意見をいただき、部会としての意見を取りまとめていただきたいと思います。また、審議に当たりましては、現地調査を1日予定しております。

また、事後評価につきましては、第2回部会で事業担当課から実施計画について説明し、その後調書作成を経て、第6回部会でご意見いただくこととしております。

なお、10月上旬には答申を行うことで進めていただきたいと思います。

さらに、翌年2月の第7回部会では、再評価結果の反映状況並びに対応状況についてご報告する機会を設けております。

3の県民意見聴取ですが、この実施期間については、6月13日から7月13日までであります。

昨年度は意見がありませんでしたので、県のホームページ、県政情報センターなどの閲覧のほか、新聞の日曜版の「県からのお知らせ」のコーナーへの掲載、関係市町への広報チラシ配布、広報紙掲載の依頼等によりまして、できるだけ多くの意見をいただこうと進めております。

以上が平成17年度の予定になっております。

森杉部会長 まず、審議対象事業はどれだけあるかというのが第1番目におわかりになったと思います。再評価と再々評価が14件と事後評価が1件ということです。

本日は、審議対象事業6事業についての概要説明と質疑、応答をいただきたいと思います。

なお、比較的問題がないようで部会意見の結論つけてもよいと思われる案件がありましたら、その時点で、継続なら継続という形で意思決定を行うということを念頭に進めたいと思っています。

本日の審議だけで中止と決定するわけにはいきませんので、そのような案件は再度検討するということになります。問題なく望ましい案件については、でき得ればここで継続妥当であるとの意見を出してしまい、問題ある案件は後で十分に検討することとし、そのような方針で審議をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長 このような方針で、今からご説明をいただきたいと思います。

それでは、議事次第2の平成17年度公共事業再評価対象事業の審議について行

います。

最初に、諮問となりました14事業の概要について事務局からご説明いただきます。その後、個別の審議に入ります。

では、この14事業の概要についてご説明いただきます。

行政評価室長

資料といたしましては、審議資料の形で知事から委員会あてに出されたものが一つございます。それから、資料2ということで、A3のものがございます。

最初に、審議資料の3ページをお開き願います。

今年度の対象事業14事業の一覧表です。事業種別では、河川1事業、砂防等2事業、道路5事業、海岸1事業、下水道1事業、農業農村整備4事業です。

また、再評価対象区分では、事業着手後10年間経過した時点で継続中の見込みである事業として再評価に該当したものが12事業、再評価実施後5年間経過した時点で、継続見込みである事業として再々評価に該当したものの2事業でした。

また、5ページには、14事業の事業目的、事業概要を記載したものであります。後でご覧願います。

次に、資料2であります。資料2は平成17年度公共事業再評価対象事業の重点評価実施基準の結果表です。これに基づいて対象事業の概要を説明させていただきたいと思っております。

資料の裏に説明を記載しておりますが、再評価の必要性の大小を判断する指標として、今年度も重点評価実施基準を使用しました。

その指標1から5についてですが、指標1は、事業の停滞性、指標2は当初計画行程からの進捗の乖離度、指標3は事業費増加率、指標4はB/C、いわゆる費用対効果、それから指標5というのは、ニーズの変化などによって事業を取り巻く環境の変化はどうなっているかというのは、定性的に評価します。それぞれ点数化して合計点数を出します。最高点が15点で、点数が多いほど事業を進めるに当たって問題がありそうだということでありまして、それを要再評価度として3等分しております。

表側に戻りましてこの表ですが、上の欄を見ていただきたいんですが、対象とした14事業について、それぞれ河川などの事業種目、事業名、事業実施箇所、事業採択年度、完成年度、総事業費、再評価の対象区分を示しています。そして、先ほど説明した指標の点数、さらに、備考の欄には、再評価対象に至った主な要因とか工期、事業費の主な変更理由がある事業について記載してあります。

結果として、問題が大きいと思われるレベルのO（オレンジカード）事業はありませんでした。問題がありと思われるレベルのY（イエローカード）事業は農業農村整備で1事業ありました。問題がないと思われるレベルのW（ホワイトカード）事業は残り13事業でしたが、その中でも、指標1で、指標の最高点3をつけた事業が、停滞年数で問題のあった河川1事業、事業費増加率で問題のあった砂防等1事業が確認されました。

そこで、これら3事業につきまして、再評価対象の要因を簡単に説明させていただきます。

1番の小田川統合河川整備事業は、角田市内を流れる小田川の治水対策として、河川改修を行うものであります。事業重点化により平成11年から17年まで休止している事業で、平成18年度再開予定で、今回再評価対象となったものです。

3番の折立地すべり対策事業は、仙台市太白区折立地域の防止区域9haに対策工事を実施してきましたが、水位等の観測の結果、所定の安全率を満たすことができず、新たな対策工が必要になり、事業期間の延伸と事業費増となったものであります。

最後に、11番のかんがい排水牛橋地区は、亘理町、山元町内の農地の排水機能障害の解消を図り、生産性の向上等を図るため、施設の新設・改修を行う事業ですが、関連事業の整備時期及び地区内土地利用計画の見直しなど、事業採択後の調整のため工期が延長になっております。

以上3事業について抽出して説明させていただき、その事業概要だけをご説明させていただきました。

以上です。

森杉部会長 ありがとうございました。

ご質問どうぞ。こういうものが問題として残りそうだとことを認識していただいて、意見をいただきたいと思っています。よろしいですか。ご質問ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長 以上、概要のご説明をいただきました。ありがとうございました。

それでは、個別審議に入ります。

本日の次第にありますように、6事業の審議を行います。

県の方から1事業当たり約10分のご説明をいただきます。できるだけ問題になりそうなところをご説明いただきまして、その後10分間の質疑を行いたいと思います。

パワーポイントを使ってご説明いただけると思いますが、事業の説明に入る前に農業農村整備事業関係の費用対効果分析手法についてご説明をお願いします。

農林水産課 それでは、個別審議に入ります前に、昨年度部会意見でわかりにくいとご指摘が
専 門 監 ございました更新効果について、国における検討状況を説明させていただきたいと思
います。

お手元に審議資料13の補足資料というのがお配りされていると思いますけれども、農業農村整備事業の費用対効果分析手法改善に関する検討状況報告ということでご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の1ページをご覧ください。

これは農林水産省における検討状況の内容でございますけれども、食料・農業・農村政策審議会の農業農村整備部会企画小委員会では対応をしているものでございます。

この委員会の構成ですが、委員長ほか14名の学識経験者の方々に構成され、検討期間は平成16年度、17年度の2カ年となっております。

検討の基本的なスタンスですが、食料・農業・農村基本法の四つの基本理念、一つは食料の安定供給の確保でございます。二つ目は、農業の持続的な発展でございます。三つ目は、農村の振興についてでございます。四つ目は、多面的機能の発揮

についてでございます。これらについて体系化整理して効果項目を位置づけていこうとしているものであります。

これらの概要については、資料の4ページをご覧ください。

A3判縦書きに体系図が書いてございますけれども、更新効果は、左側、大きなくりの2番目です。農業の持続的な発展の1項目としては、農業生産基盤の整備、2項目として農業用水の確保や農業生産基盤の保全・管理、こういった部分に分類されております。小分類としては、一番右端になりますが、更新効果というところにつきまして、いろいろお話がありました更新効果は、こういった体系の中に位置づけて検討することになってございます。

右上の方に箱書きしてございますけれども、農林水産省の農村振興局ホームページから抜粋したものでございます。

1ページにお戻りください。

検討の経過ですが、これまで2回の審議がなされております。その結果、検討の報告が1ページの6の検討方向のところがございますが、1)から4)までの検討方法で今検討が進められております。

これらの詳細は、農林水産省のホームページの審議会の部分で公表されているものでございます。

2ページをご覧ください。

ここでは、更新効果の検討状況を記載しております。

これまでの算定手法が、事業費代替という簡便な方法であったことから、改善方法として、施設更新を実施した場合と、しなかった場合を比較し、施設を更新されないことにより生ずる農業生産等への影響を効果額として算定する方法を検討しているものであります。

また、2ページの2では、参考として、昨年部会において更新効果について説明申し上げた部分を抜粋して書いてございます。

3ページをご覧ください。この部分も農林水産省のホームページから抜粋したものです。更新効果の検討状況を整理したものでございます。

右側の方に、旧施設の水路があって、事業を実施しない場合に水路に障害が生じて、現況の農業生産に対して影響が生じてくる。この部分を評価していこうというのが更新効果に対する現在の農林水産省の現在の検討状況でございます。

これらの内容がわかり次第、また、別途部会等でご説明申し上げますけれども、現時点での更新効果の検討状況については、こういうことになってございます。

以上で、更新効果の検討状況についての報告を終わらせていただきます。

森杉部会長 ありがとうございました。
 ご質問どうぞ。

沼倉委員 更新効果を適用する事業としては、ここに書かれている既存の農業水利施設のみですか。

農林水産省 農基盤課 専門監 今回審議いただく事業は、そのような事業です。

沼倉委員 限定して適用することで、それ以外のものについては、使わないということですか。

農基盤課
専門監 はい。

森杉部会長 以前は農道でも適用するようになっていましたが、恐らくこのイメージからすると、農道に適用するのはやめることになるかも知れませんね。本省で検討することですので我々もわかりませんが、多分そういうことになるのではないかと思います。

沼倉委員 多分、恐らく農業水利施設とはどのようなものかという質問を審議のときにはお聞きするのもかもしれませんが。

森杉部会長 ありがとうございます。
ほかにどうぞ。

徳永委員 具体例を見てみないとわからないのですが、この事例だと、最悪の場合を想定しているというような感じがするのです。通常であれば、古い施設であっても、ある程度の維持補修をしていけば使い続けることが可能ではないかと。ただ、その維持補修費は、年々上昇する可能性はあるということになると思うのです。この例ですと、維持管理をしないで置いて、使えなくなった場合を想定する。その場合の経済被害を算定するということになる、今までの方法よりかえって過大な経費になるのではないかと考えられますが、更新しない場合というものの考え方について、もう少し詳しい情報があれば教えていただきたいのですが。

農基盤課
専門監 多分、先生がおっしゃるようなことではないと思いますが、施設が造成されて適切な維持管理をして、機能を発揮するような形で進んでいきますけれども、全部老朽化してきますと、この維持管理費を投資しても、その投資した額の効果が出てなくなる施設が出てくるだろうと。その段階で施設を更新しようという意思決定が働くと思のです。その施設によって、壊れた場合に完全に機能がなくなるものと、今、先生がおっしゃったとおり8割の機能が残るとか、7割の機能が残るとか、いろいろ施設によって壊れた場合でも機能の度合いが変わると思います。それらについてなかなか体系化できないので簡便な手法ということで、これまで農水省では適用してきたと思うのですが、それらについてもう少し踏み込んだ検討を進めているということで伺っております。

森杉部会長 手法の改善に当たっては過大にならないように、という要望を部会として出しておきましょうか。

加藤委員 この3ページの右側の図がそういう誤解を与えると思うのです。全く通水停止という停止という状態にはなりませんので。

農地整備課 通水停止による生産物の完全な喪失は、あるかもしれませんが、ならない場合の
専門監 方が大半です。

森杉部会長 よろしいですか。具体的に審議対象となった場合にまた問題になってくると思いますが。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長 では、この件は了解いたしました。
それでは、今からお願いしますが、資料の13番と14番の事業、これを一括してご説明いただき、ご審議をしたいと思えます。質疑、応答、うまくいけば審議ということにしたいと思えます。お願いします。

農地整備課長 それでは、13番の経営体育成基盤整備事業 中田南部地区と、14番の河南2期地区を説明いたします。最初に、両地区の共通部分として、経営体育成基盤整備事業の主要な工事について、スクリーンを使いまして、担当の方から説明いたします。

農地整備課 それでは、ご説明申し上げます。
今、パワーポイントに映っているものが基盤整備の前と基盤整備の後の圃場の状況です。この中で特徴が見えるのが、基盤整備の前は、いわゆる亀の甲状というか、網目状に水田がございます。それが基盤整備後では、このように1haを中心とした大区画になるということです。

これは基盤整備の状況です。ブルドーザーで押している状況でございますが、この特徴は、排土板の真ん中に棒が一本立っております。この棒の中にレーダー電波の受信機がついております。このレーダー電波で、排土板の高さを一定の高さにするように、ブルドーザーのコンテナが上下しても一定になるように、この受信機で操作しております。

これがパイプラインです。圃場には、道路の下にこのような塩ビ管が埋設されております。塩ビ管の下には、敷き砂で基礎を固めてございます。この塩ビ管から各圃場にバルブが立ち上がるわけでございますが、その立ち上がっているバルブがここにあるような赤い実物でございます。そのバルブの下から水が出まして、両側に水が吹き出て、田んぼに水が入ると。1ha圃場にはこのバルブが3個ついております。

これが暗渠排水工でございます。暗渠排水につきましては、トレンチャーという機械で掘削いたします。これがトレンチャーで掘削している状況でございます。トレンチャーから上がった土が斜めに見えますが、この機械でこちら側、右側の方に土がおりていくというような状況でございます。

トレンチャーで掘削した後、今、ここにパイプライン見えますが、こういうふうな吸水管を入れるというふうになっております。

吸水管が入って、それからあと、上の方にもみ殻がありますが、もみ殻が入った状態であります。このもみ殻につきましては、使用面から約20cmの深さまで入れます。このパイプにつきましては、上流端で60cm、下流端で80cmというふうな

勾配をつけています。

吸水管につきましては、お手許にサンプル用意してございますが、このような穴があいておりまして、口径は大体50mmの吸水管が下に入って、地下水を排除することになっております。

以上で主な工事の説明を終わります。

農地整備課長

それでは、再評価調書の説明に入りたいと思います。

今回、審議をお願いしております4つの事業がありますが、最初に経営体育成基盤整備事業は、中田南部と河南2期地区の2事業を一括して説明いたします。その後、湛水防除事業 前川地区とかんがい排水事業 牛橋地区の説明を行います。

それでは、13番中田南部地区から説明いたします。

スクリーンに映しておりますが、中田南部地区は、登米市中田町の北部の岩手県境に近い水田地帯でございます。

事業の目的でございますが、中田南部地区再評価調書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

事業の概要・事業制度欄に事業目的を書いておりますが、次に説明申し上げます河南2期地区と共通の事項として、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加等、農業の置かれている厳しい現状の中で、機械化による営農技術に対応した圃場の大区画化、用排水路の分離等の基盤整備を行うとともに、換地による農地の集団化を行い、経営規模の拡大を図り、効率的な営農により生産性の高い農業の実現と食糧の安定供給を図ることを目的としております。

事業内容をスクリーンに概要等、映しておりますが、お手許にもプリントした資料でご覧いただければと思っております。

区画整理工事が346ha、暗渠排水工事が319.4ha、客土工事が122.5haとなっております。中央にある緑は、有機センター用地でございます。それから白抜きが数カ所ございますが、これらの事業に同意をしていただけなかった農家の農地でございます。

次にあるのが、標準断面図でございます。スクリーンのとおり1枚の圃場、これが長辺が112m、短辺が89.2mの1ha区画でございます。幹線農道は7m、支線農道は5m幅が標準でございます。用水路はパイプラインでございます。排水路はコンクリートフリームを使っております。

圃場整備前の航空写真でございます。これは明治後期に中田沼を干拓して10a区画とされております。これらの一部の地域なんです、区画整理の完了後の姿を写しております。

次が圃場内の農道、ポンプ場でございます。

それから、右下の方に堆肥センター用地、センターは別事業で整備されております。

それから、家畜の飼料用ホークロップサイレージの取り組みをしております。それから、これは大型コンバインによる米の収穫状況でございます。

それでは、もう一度、評価調書の1ページに戻っていただきたいと思っております。

事業費でございますが、平成8年度に全体事業費51億9,000万円で事業採択をして、平成17年度の全体事業費は45億3,000万円ということで、6億6,000万円を減額しております。

全体事業費の変更状況は、2ページの2段目の箱の中にございますが、詳しい減額内容については、別途に本日配付しております、2枚紙の資料ですが、「農業農村整備経営体育成基盤整備事業、中田南部」ですけれども、補足資料の2枚目に書いてございます。事業費、減額する内容をご覧いただきたいと思います。

資料をご覧になっておわかりいただけると思うのですが、まず物価変動による減が約1億100万円、それから、事業量変更については、事業に未同意の農地が15.9haございましてマイナスになるんですが、未同意農地の周囲に道路、水路、パイプライン延長が増えたために、差し引きで増加となっております。

工法変更では、盛土材の応用や暗渠排水、客土厚の変更などにより6億4,000万円ほどの減となっております。

もう一度、評価調書の方の1ページをご覧いただきたいと思います。

現在の進捗率は89.2%となっております。当初の完成予定年度は平成12年度でございましたが、見直しによりまして、完成予定年度を平成20年度と見込んでおります。

当初計画からの遅れの要因でございまして、再評価調書の2ページにございまして、登米市の旧中田町で6地区ほど同じ事業を展開しておりまして、財政事情等によりまして適正な予算配分ができかねたというのが直接大きい原因の部分でございまして。

中田町の基盤整備状況は、スクリーンに表示して、色であらわされている部分でございまして。

今後の進捗見込みでございまして、再評価調書の5ページをご覧いただきたいと思います。

暗渠排水工事が233.4haと客土工20ha、それと換地処分を行って、平成20年度の完了という予定をしております。

次に、事業をめぐる社会情報の変化のうち、生態系等への配慮についてでございます。スクリーンに映し出されているようなヘビとかカエルが登れるような勾配を設置して、一応「お助け工」と呼んでいますが、そのような水路とか、今、映っております、底板に穴があいていて植物が生えるようになっている穴あき水路などを水路工で予定しております。

また、地区の左側の方に河川氾濫跡である姥沼の生態を残すように、維持管理を含めて、自治体関係者と検討中でございます。

地元情勢については、特に、本地区の特徴として理解していただきたいことは、堆肥センターを設備したことにより、この機能を広域と連携することで、環境保全型農業に取り組んでいただいて、事業の早期完成ということが望まれるということ、また、直売所等に入れている有機野菜の生産にこれらに使っていただいているというふうな状況でございます。

最後に、4ページでございます。費用対効果でございますが、計算の結果、B/Cは1.33となっております。効果の中で、農業経営向上効果が一番大きくなっております。

詳細については、14ページの参考資料4と、別途お配りした費用対効果算定補足資料に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

本地区の対応方針につきましては、完成間近であるということと、事業への期待がかかるということから、継続をもってお願いしたいと思っております。

中田南部地区については、以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、14番の河南2期地区を説明させていただきます。

河南2期地区は、石巻市旧河南町の西部、平成15年度の宮城県北部地震の震源域のすぐ北に展開する水田地帯でございます。位置をパワーポイントでお示しております。

事業目的については、再評価調書の1ページに記載してございますが、先ほどの中田南部と同じでございますので、説明については省略させていただきます。

事業内容でございますが、スクリーンに概要図を映しておりますけれども、区画整理工事が313ha、暗渠排水工事が311.4ha、客土工事が51haとなっております。

地区の南側、この図面で見ますと右側ということになりますが、JR石巻線、それから平行して国道108号線が走っております。

次に、標準断面でございますが、スクリーンのとおり、1枚の圃場については、長辺が135m、短辺が74mの1haの圃場でございます。

次に、これは地区の航空写真でございます。昭和初期に耕地整理されておりました、先ほどの中田南部地区と同様に10a区画となっております。

次が区画整理の工事完了後の圃場であり、これは地区の一部を地上から撮影したものでございます。

次が、道路と水路です。

それから、地区の担い手に集積されまして、田植え、それから刈り取りをする状況を映しております。

それから、この地区の中が青色の部分ですが、水稲について直播をやってございます。本年度は約3haを品種ひとめぼれで播種しております。

これは暗渠排水が完了した水田の中で、大豆転作、あるいはラジコンヘリで防除している状況でございます。

それから、次が昨年度の地区の転作状況です。大豆を120ha、牧草を20ha作付けしており、転作率は45%でございます。

次が、昨年農地の集積状況でございます。地区の56%が担い手農家に集積しております。

次に、評価とは直接関係はないんですが、昨年の北部地震について被災状況を右下の方に掲載しました。ちなみに圃場についてはほとんど被害がございませんでした。

それでは、再評価調書の1ページに戻っていただきまして、まず事業費からご説明申し上げます。

事業費は、平成8年度に全体事業費51億円で事業採択を受け、平成17年度の全体事業費は41億9,000万円で、9億1,000万円を減額しております。

全体事業費の変更状況は2ページにございますが、詳しい内容につきましては、先ほどと同じように、本日記らせていただきました河南2期地区の補足資料をご覧くださいと思います。物価が下がった分、物価変動による減が約2億5,000万円、それから、事業量変更、これは道路、水路等の増減でございますが、これについては1,000万円の増となっております。

それから、工法変更では、水路タイプ、あるいは客土厚の変更等によりまして6億8,000万円ほどの減となっております。

再度、評価調書の方の1ページをご覧ください。

事業の現在の進捗率は86.7%となっております。当初の完成予定年度は平成12年度でございましたが、今回完成予定年度を平成18年度に変更しております。

当初計画の遅れの要因でございますが、先ほどの中田南部地区と同様でございますが、今スクリーンに映しておりますように、石巻市河南町でやはり6地区ほど事業展開をしてございまして、それが財政事情により適正な予算配分ができなかったというふうなことでございます。

今後の残事業についてでございますが、再評価調書の5ページにございますスケジュール表でございますけれども、残すところは換地のみでございまして、来年度完了の見込みでございます。

事業をめぐる社会情勢の変化の1、生態系への配慮についてでございますが、本地区は、現場発生のフリームを使って、魚の住みかをつくっております。

それから、地元情勢の中で、特に、本地区の特徴として申し上げたいのは、アグリビジネスが盛んだということでございます。「特売所やさいっ娘」という名の特売所が土日開催されまして、近隣市町から新鮮な野菜を求めてたくさんの方が訪れております。

最後に4ページをお開きいただきます。

費用対効果でございますが、B/Cは1.76となっております。ただ、当初再評価調書から農村公園と町道建設のための非農用地等創設効果、これを欠落しております。非農地創設効果を含めたB/Cは、本日配付した先ほどの資料の2枚目、波線のアンダーラインを引いてございます。の生活環境整備効果に3万6,000円を便益に加えております。

なお、非農用地創設効果を加えましてもB/Cは1.76ということです。

対応方針につきましては、これは来年完了ということ、また事業への期待がかかるということで、継続をお願いいたします。

以上をもちまして、経営体育成基盤整備事業についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

森杉部会長 確認ですが、4ページにありました生活環境整備効果の内容はどのようなものですか、資料はありますか。

農地整備課 本日配付しました先ほど資料番号14番の補足資料をご覧くださいと思います。補足資料の右下の方に14ページと書いてありまして、生活環境整備効果という横書きの見出しが裏のページになります。ご覧いただければ、非農用地等創設効果ということで今回、掲示されております。

森杉部会長 非農用地創設効果とはどのような効果ですか。

農地整備課 換地手法を用いて先行的に公共用地を円滑に創設することにより、経済的に用地を取得できる効果です。この場合は農村公園と町道建設地として売却しております。

森杉部会長 わかりました。
どうぞお願いします。

両角委員 河南2期地区の費用対効果算定補足資料の8ページの農業経営向上効果の内容を見ますと、現況に対して計画では生産費が低減しましたというように説明されていますよね。営農経費はそうなればいいというふうに思いますけれども、どうやってそれを達成するのかということが問題ですよ。例えば個々の農家が1台、1台機械を買ってしまうと相当負担になるでしょうから、例えばその集団で経費削減ということとか、多分河南町ですと、ブロックローテーションなどを行っていると思いますが。そのとおり効果をどうやって確実に達成するかという点について、特に圃場が整備し終わった後の利用方法とか、農家の対応について少しご説明があれば、営農経費が節減されるといった効果があるのかなという確信が持てるとおもうのですが。

農地整備課長 担い手育成促進事業というソフト事業を実施しており、農地利用促進を図るように地元に働きかけながら進めております。

両角委員 恐らくそうだと思うのですが、この効果額はあくまでも想定であって、実際にその期待と違ってきますよね。個々の農家が1台づつ機械をもつようになってしまうことなど。そうかもしれませんが、どのようにやるとこういう効果にたどりつくかということの説明してもらいたいのです。例えば、どんな組織でこの農地を担うのかですね。

ここにちょっと幾つか書いていますけれども、水田農業ビジョンの話が出ていますが、そのビジョンの中に整備後の利用方法をどのように位置づけられているのかも教えてほしいのですが。調書は全体としては非常によくできていると思っているのですが、農業経営向上効果は非常に大きいので、少しそういうことをご説明いただけますと、理解しやすいと思うのですが。

何も難しいことじゃなくて、後でもいいのですが、こういうふうな経営の形態を考えていますよというようなことを知りたいのです。

岡田委員 両角先生の意見に関連してですが、例えば認定農家がこういうふうが増えたとか、新しい経営体がこういうふうにつくられるとかはわかりますよね。あるいは集積率というのも指標にはなりますよね。この事業名からしても、農家の経営形態の状況について先生方は気になっているのです。

大体事業が終わりに近づいていますから、具体的な数字は出ると思うのですが。

農地整備課長 集積率という数値では、各地域ともつかんでいます。目標の集積率を設定しておりまして、それに向かって毎年指導を行っております。

高橋委員 まだ河南町の場合は全部終わっていないので、はっきりした数字はまだ出ていないと思うのですが、桃生町の場合は、全部圃場整備が終わって、今集団が法人化になっています。法人化することにより、今の国の農業政策では、補助事業が受けやすいのです。また、水田農業ビジョンを地域ごとに立てていまして、石巻なら石巻市全体で農業部門にどの程度投資するかとか、振興作物として大豆なら大豆、麦なら麦にその特徴を生かした政策をするようにここ3年間で進んでいますが、そうい

う事業がやりやすくなるのです。まず圃場整備をしないと、地域のビジョンが立てられないというか、圃場整備をした時点で今度は集積が進んで、担い手がどれだけの面積を確保するかでどのような農業を行うか変わってきますよね。

今の10a区画の水田だと、なかなか受託を請け負えてもらえないのですよ。農作業時間がかかり過ぎて。しかし圃場整備が進み、担い手への集積が進むと、1枚が1haですから、10haとか20haとか大きい面積をこなせるようになった時点で、大型機械による作業体系に変わるのです。そういう担い手に対して、大型機械導入に対する助成があれば、一層機械化が進むとともに集積が進み、担い手にとっても農業経営がやりやすくなるという、流れというか方向性が見えるのですが、とりあえず圃場整備を終わらせないと集積率などはっきりした数字は出ないと思います。

桃生町でも圃場整備が全部終わった時点で3つの法人が設立されました。今、河南町の各集落には水稲作業集団はありますが、まだ法人には至っていないようですが、法人化に向けた検討を行っている状態ではないかと思います。

両角委員 多分、そのとおりだと思いますけれども、一応調査なり計算をして、例えば何はどれ位になると一応達成できるなどとの算定根拠があるのではないのでしょうか。何かそういうビジョンがなければ多分出せない数字だろうと思いますが、ビジョンを進行管理しているのあれば調べられているのではないのでしょうか。

沼倉委員 それに関連しての質問ですが、費用対効果算定補足資料の8ページにございます営農経費節減に伴う効果額のところで、営農経費のところ、現況と計画とあって、その差額が効果というふうに説明されています。ここでの計画の根拠を教えてくださいなのですが。

それは、もちろん確定はしないとはおもいますが、どのような積算で計画がだされているのかと。ha当たり円単位まで算出されてございますので、その根拠をを教えてくださいという質問です。

両角委員 多分できると思うんですけれども。

森杉部会長 簡単にいえば、このマニュアルに書いたとおりやっていますということでしょう。

農地整備課 そうです。例えば、圃場整備を完了した後で営農機械体系が変わるとの計画であります。作業機械が、例えばトラクターは25PSが45PSに変わるとか、田植機も6条に変わるとか、コンバインも4条になるなどの機械作業が変わるのです。

森杉部会長 質問されている内容は、そのマニュアルの中でやっていることが本当に実現しているかということですね。答える県の方にとっては大変難しい質問だろうと思いますが。

沼倉委員 マニュアルの点検にかもしませんが、計画がこの事業地区に対して、適切な営農体系に合ったものであれば、この事業を契機にして農業経営が展開されると思うのです。ですから、どういうことを前提にして、今の時期にどういう営農体系に指導してやるのかということが比較だと思います。その辺が説明していただければ、確

かにこの計画値に近づいていくのだろう心証が得られるのだろうと思います。

両角委員　そうですね。ただ、調書としてはよくできているので、詳細審議でなくてもいいなと思うのですが、質問させていただいたのです。

森杉部会長　これは恐らく、マニュアルをつくるときの専門家の委員や中央省庁の方々が、そこからのサンプルを用いて推定しているんですね。マニュアルではこれを用いて行うということになっているわけですよ。実際おっしゃるように、この数字が本当に実現がするののかということは非常に大きな問題ですよ。ただ、これを今度出せますかと言われると、多分出せないのではないかと思いますよ。そういうデータがどこかあれば、ぜひその調査結果を、この事業でなくても構いませんので調べて頂けませんかでしょうか。

沼倉委員　マニュアルを適用するのが適切であるかどうかをお聞きしたいのです。

森杉部会長　それは根元的な問題ですが、事業申請の中ではそのようになっているのです。

両角委員　こういうふうに計画利用するんだという方向をお示しただけならばよろしいのですが。

森杉部会長　施策が実現できるかどうかということですか。

徳永委員　たしか同じような議論、昨年度の事後評価の中でやったような気がするのです。その中で、そういう調査は実施していかなければいけないのではないかという話があったような気がしているので、確認していただきたいと思います。これは長期的な課題ではないかというふうに認識していますが。

両角委員　そのとおりですが、説明のときに、こういうふうの実現しますとか、水田農業ビジョンの中にはこう書かれているという説明していただければ、もう少し分かり易いかなという意味であり、計画が余り実現しないんじゃないかという意味では全然ありませんから。

森杉部会長　どのようなお願いが可能でしょうか。事後評価みたいなものを行っている事例を、今後、どこかの審議機会に出していただいて、勉強するというのは悪くないと思いますよね。この地区でのデータを今から集めるのも多分無理でしょうし。

両角委員　私は、例えばこの地域で、こういう方向で、今体制を進めていますよという補足説明があれば、詳細な資料がなくてもよろしいと思うのですが。だから、もし、詳細審議とかいう話は別にして、次回にでも、この対象についてそんなようなビジョンがありますとかの説明がほしいのです。

森杉部会長　では、そういうことで、今の件は、次回に何らかの形での関連情報を教えてください。できるだけそのことが実現されますよというような情報が望ましいと思いま

す。

徳永委員　　そういう意味では、目標を設定されているので、その目標というのが妥当な目標であるのかということと、それに対してどのような取り組みがなされているかということの説明をいただければよろしいと思います。それ関連して、圃場の区画見ると、先ほどの説明では1 haというふうな区画で整備されたということでご説明だったんですが、図面とか、この効果算定のところを見ると、小さい区画もかなりあるように印象を受けるんですが、小さい区画で残った理由ですとか、未整備の圃場部分がございますよね。そういうところの経緯を少し教えていただきたいのですが。

農地整備課　　1 ha区画以外で、調書に書いてあるとおり50 aとか30 aというのがございます。これにつきましては、先ほど一番最初に図面でお示しましたように、真ん中の道路、それからあと集落、民家に張りついたところ、そういうところにつきましては、そういった1 ha区画整備は難しくございます。我々よく端田というふうな、端の田んぼというような名前使っていますが、端田になりますとしても、30 aとか50 aにならざるを得ないということで、そういう小さいもの効果を生んでおります。

それから、いわゆる中抜けというふうなことでございますが、最初の計画段階では、調査同意というものをもらっておりましたが、実際、施行同意を取った段階で未同意ということになっております。その理由といたしましては、やはり経済的なものというか、負担金が用意できないとか、そういった費用でなかなか同意できないとか、あと昔施行した区画整理において集落同士で換地で困難を極めたとか、そういうふうなしこり等もありまして、賛同をしていただけないというふうな理由になっております。

徳永委員　　例えばこの図面（調書9ページ）ですね、これを見ると、かなり固まって小さい区画があるように見えるので、先ほどのご説明だとちょっと違うのかなという印象を受けたのですが。

農地整備課　　これはどうしても集積が難しいとか、自分で飯米とするために、そのまま自分たちで営農したいという意思の方も中にはございます。そのような小さい耕作面積所有者の方々の農地は、そこに換地しているというふうなことで、小さい区画で整備しております。

加藤委員　　基本的には、この二つの地区は、詳細審議に回さなくても両角先生が要望した資料を用意していただいて、説明していただいたほうがよいのかなと思うのです。そこで、教えていただきたいのは、この二つの地区を一度に説明受けると、まず、中田南部地区の場合は、これからの残っているものは暗渠排水工、73%ですね。それから、客土が若干残っています。これらの残事業分の工事費でのおおよそ金額というのはわかるのでしょうか。なぜ質問したかといいますと、河南2期地区の方がもう確定測量と換地業務だけですね。それでいて、残事業費というのは、河南2期地区の方が多いと。調書にはそのように書かれてありますが、河南2期地区の方は後で何億か節約みたいな数値で残るといいう形になってくるということでしょうか。

農地整備課 中田南部地区の暗渠排水工と客土工につきましては、大体、やる箇所が決まっておりますが、今大分値段が下がってやれる状況になってきています。そういうので、残る可能性もあるかと思えます。

加藤委員 河南２期地区の方は、事業費５億あるわけですよね。それ全部換地業務に使われるんですか。

農地整備課長 河南２期地区についてはまだ精査を行っておりません。

加藤委員 こういう場合、残事業の分について工種ごとに予定事業費みたいのを示していただけると当面よろしいんですが。

森杉部会長 ぜひ、それをお願いいたします。

沼倉委員 あと、先ほど最初にご説明ありました更新効果のところ、資料を見ておりますと、水利施設のところ、道路が含まれているように見えるのですが、道路というのは水利施設なんだろうかと話と、これは本当に含めるべきではないのかと考えるのですがいかがでしょう。

森杉部会長 どこにありますか？

沼倉委員 審議１４の補足資料の１１ページ。生産基盤保全効果のところ、廃用施設と更新施設と、施設名のところに、前谷地用水路と、これは多分水路だろうなみたいな、名前で判断するしかないのですけれども、下の方に道路、町道、農道というふうなのがあるのですね。

農地整備課 先ほど説明したところからご説明しますと、昨年より更新効果をはかりづらということで、指摘ございまして、農水省の方の検討状況の幾つか調べたり相談しております。それで、農林水産省の現在の検討状況というのは、先ほどお示したとおり、水利施設中心に施設を整備した場合としなかった場合の農業生産に対する影響、それで評価しましょうということで、今作業が進んでいるのですが、農道については、まだ具体的な検討の中身が県としてまだわかっておりません。

森杉先生等からも、農道の更新というものはどういった効果があるのかということとは質問受けておまして、それはそのとおり国の方とも今いろいろ調べる途中なんですけれども、ただ現在、評価書に書かれております費用対効果算定の内容は、まだ従来のマニュアルのままで計上させてもらっています。ですから、この中に農道という部分が費用代替として効果としてあるんですが、先ほどの農業水利施設と同じように、例えば農道施設の、例えば施設が更新をしなければというような観点から、農道に対する効果というものが見つけられれば、新たにこういった内容でご説明させていただきたいと。

今時点は、ただ従来の適用されている基準で計算させてもらっているものですから、水利施設と一緒に農道の建設費を代替とした効果額を入れさせてもらっている

ということです。

沼倉委員 わかりました。ただ、できればですね、先ほどこのような農水省の検討の中でご説明していただいた中に、今のような説明を最初にご説明していただけるとありがたいなと思いますので、これからよろしくをお願いします。

農基監課 農道事業そのものに対して、費用対効果の検討については、具体的には分からないものですから。

沼倉委員 そうですね。ただちょっと説明の問題だと思いますけれども、先ほどそのような水利施設で計算していますと、その後このような資料を見ていきますと、よほど細かく見ていかないと道路が、実際はマニュアルどおりに行われているのですから、できるだけ誤解のないようにしたいと思いますので、こういうふうに行っているというコメントがあって、もしその例外があるような状況があるのでしたら、事前のご説明をできればお願いしたいと思います。

農基監課 そうすると、今回のいろいろ資料出されておりますけれども、更新効果につきましては、その整理する対象の中にいろいろ施設ありますけれども、水利施設とか農道とか含めた形で従来のやり方で計算をしております。ただ、国も含めた見直しの方向としては、まず、農業水利施設は、建設費代替の効果額でなくて、なかりせば効果というものを今実行しています。

あと、農道についても同じような検討に入っているんだと思うんですけども、まだ具体的なホームページ等の中身からはちょっとわからなかったというようなことです。

森杉部会長 今のような質問は、議事録として残した方がいいと思います。

沼倉委員 そうですね。方向性は説明していただいたんですが、ここの中では、従来どおりのやり方で計算なさっているということですね。

岡田委員 簡単な質問かと思うのですが、きょう配っていただいた中田南部地区の資料の中に、減額の理由のところですが、基本的には問題はないと思いますが、工法の変更で2カ所ほど事業を精査したことによって、事業費が1,000万円単位で減となっていますが、事業を精査したその中身はどのようなことでしょうか。事業を精査することで減額が可能になるのかどうか確認したいのですが。

農地整備課 事業費の変更については、揚水機のポンプについて、計画では、ポンプの圧力とかそういうものをある程度の目安で計算しております。実際、実施設計に入りまして、パイプライン計算とか、そういうものを掛けまして、実施設計を行っております。その段階で、若干の減額ということで、事業精査という表現使わせていただいております。表の下の方にも40万というふうな事業精査というふうなことでありますが、これにつきましては、実際やってみて、ある程度長い延長なもんですから、その延長の中で実施設計と計画段階で費用に減額が生じて、40万円を減額すると、

そんなことのような感じですけども。

森杉部会長 その上の暗渠にも事業精査と説明書きがあるのですが。

農地整備課 暗渠排水の1億5,770万円の減額のことですね。暗渠排水につきましては、先ほど、お見せしましたが、計画当初は、これに、先ほどもみ殻ありましたけれども、もみ殻が詰まらないようにして、ネットとかそういうものをかぶって施工するとして計画されております。今はネットがなくても、もみ殻が入らないということで、ネット無しでの計算をしました。そのようなことも含めまして事業精査というような表現を行いました。

岡田委員 大変気になりますのは、大変克明な調書を作っていただきましたが、実際にこの事業を積算の中ではこまかな情報が私たちにはありませんし、知らないことが私たちには多過ぎると思うんです。その段階で、しかしこれが大体必要な経費だろうと言われると、どうしてもそこに認許せざるを得ないというのが実態だと思います。それでも、ある信頼基準を置いていますと、途中から精査してこれだけかかりました、こうされると、おやっというふうな感じはしますよね。

加藤委員 用語なんですけど、事業精査という用語を使わなければならないのでしょうか。事業というと全部が対象になるものですから、その中のそれぞれの設計変更みたいな表現になりませんか。

森杉部会長 構造物の施行計画の内容を説明いただくことになりませんか。

長田委員 生活の内容はなんですか。

農地整備課 これは、この事業で集落の周辺に農道、集落道路を設備しましたが、それを短くした呼び方として「生活」としました。

森杉部会長 公表するときに表現を直して頂けませんか。

農地整備課 はい。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

遠藤委員 13番中田南部ですけども、先ほど調書6ページの資料を見させていただきましたが、同様な面積かなと思えるくらいが北部だと思うんですけども、これは、もう整備済みなんですか、それともこれから整備にかかるのか。どちらにしても、同じ地区内ですから同時期に工事をされたら、工事費のコスト削減ということも考えられるんじゃないかなと思うのです。

農地整備課 中田、岩手県境の方は、ほ場整備が完了しております。青の部分が今回の中田南部地区ですが、その上の方の7番と5番につきましては完了しています。そのほか

の北上川のさらに上の6番、それについても工事の方は終わっています。

遠藤委員 この南部、北部、これを一緒に施行するとという構想はなかったのですか。余りにも大規模で。

農地整備課 構想の中では、やっぱりこういうふうな整備を大規模なところで構想は練っております。その構想の中でやはり県の対策というか、事業枠の問題とかの問題がありましたので、この中田地区については、分割して行いました。

遠藤委員 これは離れている場所ですと理解ができるんですけども、例えば道路つくるにしても、そのまま延長していけば、一気にでき上がるのではないかなという気がするのですが、工事をやるにしても、コストダウン図れるのではないかなというふうに思うのですけれども。

農地整備課 真ん中に通っているというか、真ん中に1本ございますが、この道路につきましては、先ほど言いました大きな計画の中で、それは幹線的な道路だということで調整して行っております。

農地整備課長 物価の変動というのがあるわけなんですけど、そうでない限りは、一緒にしてもばらばらでも余り変わらなく、ただ工期はちょっと変わると思います。

高橋委員 あと、農家側からすると、ただ単に一度に工事を行えばいいのではなくて、休耕すればその期間は収入源はなくなるのです。米の作付け調整を集落の合意のもと行っており、現在の3割減反の中で、とも補償制度とかを作って、休耕している人に補償するような制度などを利用しながら圃場整備を進めているのです。また、パイプラインとかの用排水路の工事関係も一気にはできないのですよ。

森杉部会長 これは残り事業も少ないですし、この段階で、今後の計画はどのようになっているか、どのような施策があるかということについては、ほかとも連動すると思いますので次回、お答えいただけるという前提のもとに、今日の段階でこれは継続してくださいと、というような意見をまとめたいたのですが、いかがですか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長 では、そうさせていただきます。

特に、意見は今のところないと考えてよろしいでしょうか。必要ならば次回に考えることにいたしまして、今日のところは継続して完成をお願いいたしますと、いうようにして意見をまとめます。

それでは、次に進む前に休憩いたします。3時10分から開始いたします。

〔休憩〕

森杉部会長 再開いたします。

それでは、次の案件にいきます。

先ほど申し上げましたように、今後、綿密に10分の説明と、質疑、応答、これをもって終わりと打ち切ります。回答は次回に回すことにいたします。

それで、まことに申しわけございませんが、4件のご説明と質疑を本日は行いたいと思います。そうしますと、4時半ということになります。ご容赦のほどお願いします。

それでは、説明をお願いします。

農地整備課長

それでは、11番のかんがい排水事業、牛橋地区についてご説明いたします。

評価調書の6ページをご覧くださいと思います。

牛橋地区は、宮城県の南東端、山元町と亘理町を境にしまして、地区のほぼ中央をJR常磐線が南北に縦走し、東側は太平洋に面しております。土地利用状況は、西側が水田地帯、中央から東側は集落と水田、畑が混在しております。水稲と仙台いちご、これを中心とした農業地帯となっておりますが、地域の排水は、太平洋の潮位の影響を受けやすい地域でございます。

スクリーンとあわせて、こちらの補足資料、同じものが行っておりますが、ご覧くださいと思います。

まず、地区の全景を北から撮影したものでございます。正面に見えるのが、関連事業でございます国営農地再編整備事業によって整備されました水田地帯でございます。

次に、地域の排水先でございます牛橋河口等、その周辺、これを南の方から撮影したものでございます。

次に、事業の目的と内容ですが、まず、地区の現況排水の状況を説明いたします。

高位部の排水、これが落とし堀の排水路、それから鷲足川の排水路、高瀬川の排水路にて牛橋河口から海に自然排水されています。

また、低位部は、花笠、矢来、牛橋に区分され、常時は高位部排水路に自然排水されておりますが、降雨時は高位部排水路の水面上昇によりまして、自然排水が困難となるために、低位部の排水路に導水され、既設の排水機場によって機械排水されております。しかしながら、排水施設の容量不足と老朽化等により、排水機能障害が生じていましたことから、これらの障害を解消し、農業生産性の向上及び維持管理の低減を図り農業経営を安定させるために、本事業を実施しているものです。

評価調書の1ページをお開きいただきたいと思います。

当地区は、平成8年度に採択されまして、38億6,000万円の全体事業費で、平成11年度を完成予定としておりましたが、他事業間との調整に長期間を要したため本格的な工事着手ができず、また、その調整結果から、事業内容や事業費、完成予定年度が大幅に変更となったことから、今回再評価をお願いすることになりました。

これまでの進捗率は、全体で11.2%と低い率となっておりますが、他事業間との調整も整ったために、今年度から本格的工事着工に向けて、用地買収を平成16年度に37.6%ほど買収を行っております。面積率は51%ほど買収が進んでおります。

調書の方、2ページをご覧くださいと思います。

施設の供用状況でございます。これまでの工事の実施状況、これについては、本

格的な着工に先立って、排水機場の運転制御を管理するのに必要な水位計、これらを設置しておりますが、排水路、機場ともに本体はまだ未着工でございます、整備効果は発現しておりません。

次に、全体事業費の変更状況と要因及び完了年度の遅れの要因についてでございますが、補足資料の5ページ、排水系統図が入っております。これでご説明いたします。

まず、当初の計画内容でございますが、矢来・牛橋区域の受益面積583ha、スクリーンでご覧になった方がわかりやすいと思うんですけども、この583haを対象として、排水ブロックを矢来、それから牛橋、牛橋第2の三つに区分して、既存施設の容量不足に対応する排水路3路線、延長4,200mと、牛橋第2排水機場の整備を計画しておりました。

しかしながら、先ほどの航空写真でご覧になりました、関連事業の国営農地再編整備事業、山元地区の11団地と13団地、この圃場整備に当たりまして、南北に分散していた従来の排水慣行を見直して、南側に集めるというふうな計画を立てていたことから、関係農家等の合意形成に調整を要し、それによって、実施設計のとりまとめが平成11年度までずれ込んで、結果として、本地区の排水路の位置、あるいは排水量等の決定に時間を要したということが一つでございます。

あわせて、事業計画時に農業生産区域として位置づけられていた花笠区域の土地利用計画が、JR常磐線山下駅前周辺の予想以上の宅地開発の進展、これによりまして、住居系区域への見直し構想、これが平成12年度に出てまいりまして、関係機関と調整が必要となり、その結果、平成13年度に土地利用の計画が見直しされております。そして花笠の区域は、本事業の受益区域から外れたということでございます。

それから、国営山元地区の13団地の排水事業も含めまして、排水系統見直しが必要となったと。

それから、三つ目として矢来地域なんですけど、農業情勢の変化によりまして、将来的な優良農用地の利用が非常に難しくなったということで、除外したということでございます。

このように事業内容が大きく変化する中で、本地域は、潮位の影響を受けやすい低位部に位置しておりまして、集落内の排水にも苦労していたことから、地域の排水の改善について、強く問題意識を持っていたところでございます。

あわせて、排水機場による強制排水量、これが前の機場の約2.5倍ということで、川の出口から海にかけて、これの環境の変化等も考えられるということになりまして、地域の排水対策のあり方について、地域住民とか漁業者、あるいは自然保護関係者等を含めまして、合意形成等を図る必要が出てきました。

ということで平成14年度から2カ年にわたりまして、ワークショップで住民参加の計画づくりが行われたということで、これもまた遅れの一つの要因ということでございます。

これらの多数の要因によりまして、事業計画や完了年度が大きく変更になったということで、昨年度は土地改良法の規定に基づく事業計画変更を行い、確定しております。

次に、変更後の計画内容をご説明いたします。

森杉部会長 簡便にお願いいたします。10分を経過しております。

農地整備課長 矢来ブロックなんですけど、先ほども申し上げましたように、地区から除外しております。牛橋左岸ブロックの排水は、落とし堀排水路を横断し牛橋右岸ブロックの排水路と合わせて、統合改修し設置する新しい牛橋排水機場にて、牛橋河口に排水する計画としております。

また、当初の計画では、既設の排水機場と新しい機場の二つの案でございましたが、古い排水機場は、昭和40年に造成された施設でありまして、これからの維持管理が大変ということで、二つの機能をあわせ持った新しい機場を設置し、併せて排水機場、あるいは排水路のルートの見直しもしているということでございます。

それから、当初の計画が見直された花笠区域については、受益から除外しておりますが、前に流れていた分の排水については、不可避の受益ということで、施設計画に反映しております。

これらの結果、計画変更、受益面積が455ha、排水路が1路線で延長が2,100m、排水機場が1カ所ということで、全体事業費が25億6,000万円に変更になりまして、13億円の減額となっております。

なお、今、説明いたしました変更の状況と要因につきましては、補足資料の8ページから添付資料で載っておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それから、評価調書の3ページをご覧くださいと思います。

事業をめぐる社会情勢の変化でございますが、国営の事業が平成15年に完了しております。基幹になる排水施設を早く完了していただきたいと思いますという要望が高くなっております。

また、代替案の可能性の検討でございますが、この事業、土地改良法で受益者の同意をもって実施しております。国営の山元地区、あるいは公共下水道事業等との整合を図りながら進めているものでございます。現在の計画が最適というふうに考えております。

調書の4ページをご覧くださいと思います。

コスト縮減につきましては、現場打ちのコンクリート水路から鋼矢板の一体型のブロック水路ということで構造変更としております。

次に、費用対効果でございますが、調書の方、10ページ、11ページ、それから、別に配付しております費用対効果の算定補足資料、そちらの方に詳しく記載しておりますが、投資効率算定いたしますと、最後には1.07という結果になっております。

対応方針としましては、遅れの要因であった他事業との調整が終了いたしましたことから、用地買収も進んできたということで、本年度から本格的な工事着工ということにしております。

さらに、国営事業を終わって、繰り返しになりますが、基幹の排水施設の早期完了を地元が要望しておりますので、平成23年度の完成に向けて重点的な予算配分に努めたいということで、事業の継続をお願いいたします。

以上でございます。

森杉部会長 では、質問をお願いします。

田中副部長 次の事業の調書と比べてみて、事業内容の違いもありますが、こちらの方は災害があるんだよという話をしているのですが、例えば頻度とか、そういうことが余り書かれていません。B / Cも1.07という値ですね。この事業の必要性についての書き込みがちょっと不足しているような感じがします。

それから、追加資料の中では幾つか写真のところあるのですが、具体的な背景をもう少し入れていただくといいのかなという印象を持ちました。

河川事業の場合ですと、かなり具体的にこういう災害がありましたよとかというそういう事例が出ているのですが、もう少し何か情報があってもいいのかなという感じが印象を受けたところです。

もう一つ、牛橋のところで、海に出る部分は出口がかなり狭くなっている場所で、非常に大きなネックになっているのです。結局、そのところをきちんとしないから、この地区内でいろんなことをしなければいけないという形になってしまうと思うのです。その部分で抜本的な対策を講じるとかという考えはないのでしょうか。

農地整備課長 排水先は仙台湾となりますので、ここは亘理、あるいは山元の漁業組合があるのですが、これらの組合から海側の条件がつけられることが多いので、なかなか簡単に広げたりというのは、難しいことがあります。今までの調整につきまして、ワークショップ等をやりまして、理解を得られたものと考えております。

本地区ではないのですが、吉田地区においては漁業補償などの問題もだされたこともございまして、なかなか認められない結果がございまして。

岡田委員 設備というか施設の離脱だとかそういう話はあったわけですが、具体的に関係農家がどれくらい離脱したのか、あるいは総生産量から見て、どれくらい減になっているのか。ただ単に基盤整備が縮小した説明だけでなく、この施設整備に関係する、生産物とか、農家の担い手とか、地域住民とかそういうところの情報も加えて頂きたいのですが。

森杉部課長 それも次回にお願いするというところでよろしいでしょうか。

沼倉委員 関連ですが、作付の種類の変更というのが、この計画ではありますね。それがかなり大きな便益の要因になっていると思うのですが、このかんがい排水事業自体と、作付する作物の変更の関連ですね。これはどのような関係になっているのか。実は、便益の中で、3分の1ぐらいは大豆からイチゴへ、大豆の面積が減ってイチゴの面積が増えているというふうに、生産向上ですか、増収率によって便益が増えているのです。B / C資料の5ページを見ていただければわかるのですが、それがこのかんがい事業を行うことによって引き起こされるものなのかどうかということが、この事業の効果に非常にかかわっていると思いますので、その説明をできればお願いしたいと思います。

両角委員 沼倉委員の質問とほとんど同じなんですけれども、B / C率1.07ですね。今回の事業のねらいは、地域の排水からとありますね。便益の説明にはありませんでしたが、そういうことを反映するような効果というのが考えられないのかなと思います。何か別に数字で表す必要はないかもしれませんが、この数値では事業継続

の根拠が余りにも弱いので、本来の効果を示すためにも、田中先生の指摘はもっともだと思いますが。

森杉部会長　この点は、ご検討いただけますか。かんがい排水事業でも、湛水するのを防除するという効果があるのですか。

農地整備課長　あります。

森杉部会長　便益の計算では、農業生産向上効果にはね返ってくるということですね。

両角委員　そうだとすると、地域の問題は排水機能障害による湛水被害があることで事業をおこなっているのですから。災害があるのですよということをもっと出さないと作物生産効果を説明しても根拠が弱いと思います。

森杉部会長　排水効果があるのではないかと。またマニュアルの問題になりますが。

田中副部会長　次の事業と事業種は違うから書き方も違うのだと思われませんが、地域の排水対策による効果について整合性がとれていないと思われます。

森杉部会長　これは検討してください。
ほかにどうぞ。

徳永委員　説明でよくわからなかったのが、離脱した部分であるとか、あるいは宅地開発になってしまった部分との関係ですね。公共下水との関係というのがよくわからないので、この事業単独では減額になったということなのかもしれませんが、果たして関連事業を含めて地区全体としてどういうふうになっているのか、少し補足説明していただきたいのですが。

森杉部会長　今、説明なさいますか。次回にまとめていろいろと整理してもらおうほうがよいでしょう。

ほかにどうぞ。よろしいでしょうか。

終了後、こういう質問すればよかったということが出てくる可能性があります。その場合には、ファックスか電子メールで事務局まで出していただければ対応できますので、皆様、引き続きご検討のほどお願いいたします。

以上で、この案件はご説明いただいて、質問をいただいたという形にして、本日のところは終わりたいと思います。次回に引き続きご回答等をいただくようなことで審議をするという形になります。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部会長　それでは、次の案件の12番、湛水防除事業に進みます。
お願いします。

農地整備課長

それでは、湛水防除事業、前川地区についてご説明をいたします。

大変恐縮でございますが、事前に配付いたしました再評価調書の中で、説明不足と削減箇所が一部ございましたので、調書の1から6ページ分、これを本日別途補足資料として配付させていただきました。

訂正箇所をご説明いたしますので、2ページ目をご覧くださいと思います。新しく配付された部分でございます。

2ページ目の上から三つ目の全体事業費の変更状況とその要因、この中で、全体事業費の計上に漏れてございまして、今回、事務費を足した数字にしております。併せて変更内容と増減額、これについても、表のように見やすくしたものでございます。

それから、6ページ目なんですけど、一番最後になりますが、位置図の部分でございます。位置図の中に掲げられているそれぞれの施設の概要でございますが、右下の前川排水機場新設とありますが、この方、1,500×650の台数が誤っておりまして、2台が正確な数字でございます。それから、その隣の前川排水路(改修)と書いてございます。前に(新設)と書いて間違った表現してございました。それから、同じように右上の方の小橋排水路、これについても(改修)が正しい表示でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。スクリーンの方を見ていただきたいと思っております。

なお、本日配付しております資料等もスクリーンと同様のものが入っております。あわせてご覧いただければと思います。

前川地区、これは宮城県のはぼ中央に当たる大郷町に位置しておりまして、南側が一級河川の吉田川、それから、西部及び北部は丘陵地、東側は二級河川新堀川に囲まれた低平な水田地帯で、地区の中央を西の方から東に二級河川鶴田川が流下している地域でございます。

湛水防除事業は、土地条件の変化によって湛水被害をこうむるおそれのある地域で、農用地及び農業用施設の自然災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土及び環境を保全することを目的とする事業でございます。

当地区の現状ですが、空色に塗った範囲、1,337.5haに降った大雨が、赤紫色の範囲、339haに湛水するというものでございまして、降雨は、西部丘陵地の方の高位部と、それから水田部を中心とする低位部に区分されまして、高位部の水は、前川承水路より鶴田川へ自然排水されております。また、低位部の雨水は、小橋排水路、それから前川排水路に集水されまして、自然排水については、前川樋管から鶴田川へ、それから、機械排水については、前川の排水機場から吉田川へ排水されております。これらの古い施設は昭和40年から54年ころまでに造成されたものでございます。

こういったことで、既存の施設がつくられてから約40年近くということで、排水の出口である吉田川と鶴田川の流域開発が進んで、水位の上昇と高い水位の継続時間が長引いて、排水能力の低下と湛水被害が生じているということで、排水施設の改良が必要となっております。

事業概要についてですが、受益面積339haで、新たな排水機場が1カ所、それ

から排水路工、小橋の排水路が2,120m、前川排水路が2,100m、こういった改修を行うものでございます。

事業の進捗状況ですが、先ほどお渡しした補足資料の1ページをご覧くださいと思います。

本地区は、平成8年度に着工し、33億9,000万円の全体事業費で、平成13年度に完成する予定でしたが、吉田川に設置する排水機場と、排水樋管及び鶴田川横断の小橋サイフォンの構造等に係る協議や、これらの施設に係る用地買収に時間を費やしたこと、さらに、県財政の逼迫によって計画的な予算配分ができなかったために、10年以内での完了が困難となったということで、今回再評価をお願いするものでございます。

これまでの進捗状況と今後の予定ですが、平成16年度までに27億5,000万円、74.3%の進捗で、排水機場については既に完成しておりまして、現在は小橋排水路の方、小橋サイフォンについて、平成18年度の完成に向けて工事を進めております。

また、今後の工事としては、9億5,000万円ほどを残しておりまして、小橋、それから前川の排水路、約4,200mほどございます。

調書の2ページをご覧くださいと思います。

上から2段の施設の供用状況なんですけれども、排水機場は既に稼働可能となったことから、湛水被害軽減の効果が発現されてきております。

次に、全体事業費の変更とその要因ですが、全体事業費は3億1,200万円の増額となっておりますが、排水機場等において河川協議による樋管工の基礎形式の変更、それから、ボーリング調査結果によって、機場の基礎杭の変更、また小橋排水路において、鶴田川を横断するサイフォン工の基礎形式の変更ということで、増額になっております。

調書の3ページをお開きいただきます。

事業をめぐる社会情勢の変化でございますが、本地区の受益地で圃場整備事業、前川地区、大松沢地区、小橋地区、これが既に完成しております。スクリーンに表示しております。

農業基盤の整備に力を入れてきた地区でございまして、本事業によって、排水施設の早急な整備の要望が上がっております。

また、事業の実施に当たっては、魚類と水棲生物の生息環境に配慮した工法の採用や工事による負荷軽減対策を講じながら進めてまいります。

代替案の方向性についてですが、この事業も土地改良法で受益者の合意を得るということで、また、本事業で改修する排水路は、既存施設の機能不足分を補うものとするので、施設の排水路を改修する今の計画が最適というふうに考えております。

また、コスト縮減につきましては、機場の跡地を駐車場にしまして、地下の埋設物をそのままにしたことで計画するということや、排水路の拡幅を片側だけ拡幅するというので、既設の護岸を有効利用するというふうな内容を考えております。

4ページをお開きいただきます。

費用対効果につきましては、農地防災事業の効果の手法によりまして、被害想定額で計算しておりますが、これについては、1.05の効果というふうになっております。これについては、別途の費用対効果算定補足資料に詳しく記載してござい

ます。

なお、費用対効果の別な算定方法ということで、河川改修事業と同様の手法、これは昨年も同じような計算をしておりますが、これで計算した結果を3ページにわたって記載しています。

これの計算結果によりますと。

森杉部会長 どこの資料ですか。

農地整備課長 3枚つづりの参考資料です。真ん中に、河川改修事業と同様のと書いてあります。それでは、この中の1ページと書いてあるところをご覧くださいませ。

それは治水経済調査マニュアル案に基づきまして算定しておりますが、前提条件として前川地区の場合、湛水想定区域に人家等の一般資産が存在しないために、前川地区の20分の1という確率年の想定被害額をこの確率年の便益として試算しております。また、それ以外の確率年ごとの想定被害額については、近傍河川である吉田川水系善川河川改修事業で設定した想定被害の被害額の比から算定しております。

スクリーンをご覧くださいと思います。前川地区と善川の位置関係はこういうふうな関係になっております。

同じ続きの3ページ目をご覧くださいと思います。

評価対象期間は、本事業の実施期間と事業完成から50年間を対象に便益と維持管理費は、排水機場が完成した翌年度から発生するものとして試算した結果、B/C 2.66と、右下隅の方に表示されております。

続いて、対応方針でございますが、今後、事業費ベースで9億5,000万円を残しておりますが、長期化していた他官庁協議等が終了して、昨年度より小橋排水路のサイフォン工を着手しておりますので、今後は順調に推移するというふうに見込んでおります。

また、地元では、早期完成を強く要望しておりますことから、平成22年度の完成に向けて計画的な予算配分を進めてまいりたいということで、事業継続についてよろしくお願ひしたいと思います。

森杉部会長 ご質疑、お願ひします。

沼倉委員 洪水防止に関してですが、これを河川課との関係で、こちらはこの事業がその防止というか、災害防止ということでの位置づけになっているのか、その河川の方での工事と関係した事業があれば教えていただきたいのですが。

農地整備課 基本的には、農地の内水被害を防除するということを基本的なスタンスとしてやっておりますので、河川の場合はその流域全体を水害から守るという観点なものですから、位置づけが違うかと思われまふ。河川改修が行われても、どうしてもその低位部の排水については、そのまま農地に内水としてたまってしまふという現象が起きるものですから、それを解消するというのが、この事業の目的でございます。

沼倉委員 田中先生質問なんですけれども、このときの水害とかは、内水被害でしょうか。

これは河川の被害とは別なものです。

田中副部長 はい。

森杉部長 これはよさそうですね。ここの段階で継続妥当ということにしましょうか。説明内容が明らかであるように思います。皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

森杉部長 ありがとうございます。この案件は今日の段階で継続妥当ということでお願いすることにいたします。ありがとうございます。

それでは、1番ですが要点を絞ってご説明をお願いしたいと思います。

河川課長 河川課でございます。よろしくお願いたします。

小田川統合河川整備事業、今年度からこの事業は、総合流域防災事業と名前を変えまして事業を進めております。

本当にまことに申しわけございませんが、お手元の評価書の訂正をさせていただきたいと思っております。それは、今回、小田川の改修計画を見直しまして、当初はダムを張りつけた50分の1の計画、河道とダムで50分の1の計画、河道は5分の1でございます。今回、ダムにつきましては、赤生ダムというダムを昭和50年に張りつけておりましたが、水需要も将来望めないということもございまして、早急に河道改修の方で進めていきたいと思ひまして、計画を見直しました。

新計画では、宮城県の河川の整備目標であります10分の1の規模で改修を進めたいということで、今回、こういった計画を見直した上で再開させていただきたいというご提案でございます。

補足説明資料が後ろにあらうかと思ひますが、先に説明させていただきます。

小田川につきましては、阿武隈川の下流の左岸でございまして、角田市を流れる河川でございます。昭和50年に採択されまして、現計画では、計画を50分の1、基本高水流量 $210\text{ m}^3/\text{s}$ 、新赤生ダムありということで、流量配分が書いてありました。新赤生ダムによりまして、 $110\text{ m}^3/\text{s}$ を調節しまして、河道の配分流量が $100\text{ m}^3/\text{s}$ ございました。しかしダム計画が将来にも建設するのが難しいという判断をもちまして、今回宮城県の河川整備の目標である10分の1ということで、計画流量 $160\text{ m}^3/\text{s}$ の計画といたしました。

5分の1でございますと、時間雨量 38 mm でございまして、10分の1でありますと、時間雨量 48 mm ということで、概ね 50 mm 対応の河川整備ができるということで、そのように計画を見直しするということでございます。

なお、3ページに、小田川の浸水履歴がございまして、今回、事業の採択の理由につきまして、過去10年間に8回の被害を受けており、20年間には11回ということでございまして、近年では、昭和61年8.5、平成10年の8月豪雨、14年の7月ということで、大きな被害を受けております。時間雨量にしますと、昭和61年は、時間雨量 36 mm でございまして、そういった雨をカバーできる計画規模かなと思っております。

また、2番目には、平成10年の大雨によりまして、阿武隈川上流の福島県側で

大規模な改修が行われまして、宮城県内では阿武隈川の出水時間が早くなって、洪水水位も高くなってございます。それを受けまして、下流の岩沼、角田、亶理で、直轄事業による堤防強化事業も今実施されております。

さらに、昨年の新潟、福井等で集中豪雨がございまして、あらためて治水に対する重要性が浮き彫りになり、平成11年から今まで小田川は休止でございましたが、地元角田市から再開の強い要請を昨年7月28日に受けまして、私も現地を調査をしたところでございます。

休止した理由につきましては、平成10年度から11年度にかけては、河川課で約70億円の事業費の減となっております、これは宮城県の財政、平成11年2月に財政健全化推進計画が策定されまして、そういった中で見直しがありまして、やむを得ず小田川を含む8河川で事業を休止してきております。しかし、平成13年度から集中工事しておりました直轄関連部門の皿貝川が17年度に、南沢川が19年度に概成するという予定となっておりますことから、小田川については、そういった理由から再度再開させていただきたいというものでございます。

なお、ほかの7河川につきましては、下流の受け皿となる直轄河川の改修が進んでいないこと、また、堰や排水機場等農政側の事業との調整が図られていないこと、用地が非常に難航していること等々の理由から休止している状況に、これからもある状況にございます。

そういったことで、小田川について平成18年度から再開をさせていただきたいということで、今回、再評価に臨んだわけでございます。

それでは、別記様式第1号に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

目的については、そこに記載のとおりでございまして、過去の災害についても先ほど申したとおりでございます。

改修延長は3.75kmでございまして、工事内容はそこに記載のとおりでございます。

補助率は2分の1、国・県、50%でございます。

今回の見直しによりまして、総事業費を2億4,000万円ほど増加させてございます。

進捗状況はそこに書いたとおりでございますが、用地が若干進んでおりますが、工事につきましては、これまでの5分の1の治水安全度で、一部阿武隈急行鉄道下流が治水安全度5分の1を確保しているという程度でございます。

2ページに入りまして、この2ページのところはほとんど修正して、訂正してございまして、全体事業費の変更状況と要因ということで、そこに書きましたとおり、河道（築堤）+ダム計画から河道のみへの変更に伴いまして、堤防断面の拡幅が生じたことから、築堤盛土、用地補償等の増高となったため、42億2,000万円から44億6,000万円の増額となっております。

また、完成の年度の遅れにつきましては、先ほど申したとおりでございます。

それから、今後の事業進捗でございますが、実はこの小田川は、阿武隈川に合流するところに小田川水門というのがございまして、セミバック堤で計画をしてございます。セミバック堤区間において第1期を平成35年まで完成し、その後地藏堂橋に向けて進めていきたいと考えております。

先ほど申しましたとおり、事業需要等の変化につきましては、そこに記載のとおり平成10年8月を契機とした直轄河川の改修により阿武隈川下流の水位上昇に伴

い、小田川沿川でも被害が発生している。さらには、昨年の豪雨災害ということで、河川の改修の期待が高まった等々でございます。

地元におきましては早期事業の再開を要望してございます。また、圃場整備につきましては、今後平成23年以降に予定されております。

代替案の可能性の検討につきましては、先ほど申しましたとおり、河道とダム等の組み合わせをやめまして、河道だけで現在の宮城県の治水安全度の目標である10分の1を対応するというところといたしております。

3ページに費用対効果とございますが、従来どおり治水経済マニュアルに基づきまして評価を行っております。全体の便益につきましては、下に書いたとおり2.1、継続費用の効果につきましては、1.8というふうになってございます。

平成18年度事業再開ということで、事業継続ということでお願いしたいと考えております。

4ページ以降に位置図です。小田川は、角田市を流れる阿武隈川の左支川となっております。標準断面図はそこに示したとおりでございます。

あと上空の写真でございますが、これは阿武隈急行鉄道までのところの堤防の状況でございます。この区間まで5分の1程度の流下能力があるということでございます。

それから平成14年の台風による浸水状況、出水状況等を示してございます。

なお、被害、水害状況については、先ほどお示ししました補足説明資料の4ページ以降に昭和61年の豪雨、平成10年8月の洪水、平成14年7月の洪水についても示してございます。

それから、前回の評価以降の事業実績は先ほど申しましたように、平成11年から休止していただきますのでございません。

それから、今後の進め方でございますが、先ほど申しましたとおり、第1期については、小田川水門から広域農道までの区間を第1期としまして、平成35年まで進めたい。その間、そこを前期、後期に分けまして、阿武隈急行鉄道までを10年間で進めたいと考えております。後期はその上流ということで、改修完了は平成35年以降というふうになるかと思っております。

いずれ中途半端な形で築堤盛土ができておりますので、セミバック堤区間を完成断面で築堤盛土を進めていくというふうな方針でございます。

田中副部長 今回の新しい資料ですけれども、ダムのない案をいただいて、非常に大きな変更点だと思います。ダムの場合、筒砂子のようにやめる場合もいろいろ大きな変化を与える場合があって、前回案から今回案というこの短い期間で、こんな形で大きく変わるといことは、対地元的な点で問題はないのですか。

河川課長 これは昭和50年につくった計画でございまして、平成9年に河川法改正になって、河川整備基本方針と河川整備計画を立てることになっていまして、阿武隈川については基本方針が国直轄でできております。

今般、17年度中に、小田川を含めた河川整備計画を立てることとしておりまして、その中で住民の方々に説明し、ご理解を得ていきたいと考えております。

ダムにつきましては、当時の計画にございまして、ほぼ払川ダムに匹敵するようなダムの規模、事業費、60億とか70億という事業費でございまして、ただ、角

田市は、水道用水が七ヶ宿ダムから供給されておりまして、ここでも用水も治水容量も確保したような形のダム計画になっていたものですから、それは今後ないだろう。治水だけであれば、50分の1まで上げる必要がないだろうと。この規模の河川であれば、県内の河川のバランスを考えれば10分の1で十分ではないかと。過去の水害、昭和61年の8.5も時間雨量36mmですので、そういったことからすれば妥当な規模かなということで踏み切ったわけでした。

田中副部長 地元の理解も得られたんですね。

河川課長 地元は早く自己流堤でも早くつないでくれということでありましたので、昨年角田市の幹部の方々とはそういった方向でいこうということになっています。

森杉部長 これは再々評価ですよ。そのときは継続という審議結果だったのでしょうか。再評価の時に、問題になっていてもおかしくないですね。

河川課長 平成10年に再評価を受けて、平成11年度に休止の対応をしました。

森杉部長 県予算の関係で休止していたとのことですが、その間、かなり大がかりな計画変更の作業を進めておられたんですね。

河川課長 実は、その間ずっと何もしないでいてきたわけでありまして、昨年来の水害を踏まえて、新しく昨年度から検討しまして、そして、これはほかの今やめている河川よりも、より優先度の高いというような判断、水害もほかに比べても過去に8回も起きています。これは、河川管理瑕疵も問われかねないなというようなせっぱ詰まったところでありまして、今回、昨年現地に行きまして、つぶさに見まして、これはいかんということで、今回平成18年度再開ということをお願いしたいと。

そのとき、先ほど言いましたとおり、同じ事業のグループの皿貝川と南沢川が峠を越えますので、予算的にはそこで配分できるというようなことです。

加藤委員 昭和50年度採択での全体事業費の内容では42億ぐらいですが、これにはダムの建設費は含まれてないのですか。

河川課長 これは含まれてません。小規模河川としてだったもんですから、河川改修についてこういう手法を宮城県ではとってきています。その後、もっと大きな洪水が来ればダムをつけよう。ですから、大きな計画を立てておきますが、河道だけの事業費です。

加藤委員 ダムはやめましたよということと事業費の関係でちょっと見えにくかったもんですから。

河川課長 河道だけでやると5分の1はちょっと小さいのかなと思います。

それと、阿武隈急行鉄道が走ってしまっていて、余り河道を広げられないという制約も計画上ありまして、そういったことも踏まえて10分の1、先ほど言った実績も

それをカバーしていますので。そういう形でまとめたいなと思います。

農地が多くございますので、湛水する地域については、取り組んでいますので、内水もこれに取り組んでいるという結果でございます。

セミバック堤というのは、ちょっとここにも後ろに、補足説明資料の2ページにセミバック堤の概念書いてありますけれども、ちょっとこれ、訂正させていただきたいんですけれども、小田川水門の右側に背水区間というのがございまして、本川計画高水位の上に、本川余裕高とありますけれども、これは支川余裕高です。セミバック堤の場合は支川余裕高に、訂正させていただきます。

森杉部会長 これ、どういう図ですか。

河川課長 これは縦断形です。

森杉部会長 それでセミバックというのはどこがどうセミバックなのでしょう。

河川課長 背水区間がそこが、ちょっと本川余裕高でひっばっていますが、これは支川の余裕高、60cmでちょっと下がった形でひっぱりまして、上から支川の自己流堤でぶつかったところまでレベル点になるわけです。

森杉部会長 セミバック、バックするのでしょうか、要するに。

河川課長 バック堤ですが、阿武隈川の堤防よりは低いという。ですから、自己流堤よりも安全度が高くて、例えばピーク合流してもある程度水を流してくれるというような力を持ったものですから、そういったところでも10分の1以上の、河口部では安全度はある。

森杉部会長 セミバック堤についてはよくわかりませんね。これは案件としては素直な案件で、これで今日のところで自主的に開始してくださいと。形式的な継続なんでしょうけれども。

河川課長 小田川に小田川水門という水門が平成7年にできました。そして、これは前面がこっちが阿武隈川になっています。阿武隈は本川堤防ありますけれども、こっちの堤防は小田川です。小田川は本川堤防より低いです。それは自己流堤としての余裕高60cm。

森杉部会長 自己流堤とは何ですか。

河川課長 自己流堤とは、小田川でいえば計画高水流量160m³/sを流す河道断面の堤防をいいます。

その堤防断面は160m³/sであれば余裕高は60cm、それから天端幅も160m³/sであれば3mです。阿武隈川は7,100m³/sなんですよ。そうしますと、余裕高は1m50cmぐらいありましたね。それと天端幅は6m。ですから、6mとか1m50cmの天端幅と余裕高は持たなくても、自己流堤として小田川としての計

画流量に対して余裕高と、天端幅を持った構造でいいと。しかし、阿武隈川との合流形状としてはセミバック堤としており、本川の計画高水プラス支川の余裕高という形でレベルに水門から持っていき、自己流堤断面にすりつけていくというようなことで、実は、本川堤防の構造基準をバック堤のそれより低下させる補いとして合流点に逆流防止水門をつけるのです。この利点は、本川の計画高水と支川のピーク流量が同時合流する場合でも一応余裕高がある。余裕高があるため、すぐには溢水しないメリットがございます。

森杉部会長 課長、時間がありませんので、基本的に継続していいと思いますが、勉強したいので、セミバック堤の解説をお願いします。

河川課長 自己流堤ですと、阿武隈川の水位が高くなった場合、水門締めてしまうと、小田川の洪水流量が流下できず、結果的に堤防を溢れてしまう。セミバック堤は、そういうことのないように余裕をもった堤防として計画するものです。

森杉部会長 図表をつかって次回、説明をお願いします。

河川課長 セミバック堤と自己流堤の堤防工事を説明します。

森杉部会長 全体的なお話はよくわかりましたので、皆さん、継続でよいと思いますので、次回、図表を用いてご説明をお願いします。
よろしいでしょうか。どうぞ。

徳永委員 この河川事業自体はいいと思うのですが、道路橋梁との関係で、既設の道路橋がかけられるということになるのだと思うのですが、その必要性です。社会情勢が変わっていないかどうかということです。例えば、区画整理というか、農地整備がされて道路形態とかが変わっていないか確認しておきたいのですが。

河川課長 それは、ちょっとは変わっています。

徳永委員 そういうことを少し確認しておきたいのですが。

河川課長 基本的に河川改修に伴って、道路橋等は、附帯工事といいますが、河川管理者がかけ直すということになっています。ですから、今の幅で構造は、例えば14tの橋梁であれば、14t荷重でそのまま。それを架け替えることになります。

徳永委員 それはわかるのですが、前々から問題にさせてもらっているのは、果たしてそれが本当に地域のためにいいのかどうかという観点でお聞きしたいのです。

河川課長 それは、事業に当たって、角田市さんとか相談して、あちらがアロケーションにのるとか、これをこの道路橋をもう少し広げたいとか、荷重も増やしたいとなれば、その時点で協議しながら進めていくという、これまでの対応になります。こういう費用は事業費には現在のところ入っていません。

徳永委員　　ちょっと地図上なのでよくわからないのですが、上流の方かなり細かいような気もしたので、あと休止期間もあったというようなこともあって、そこら辺の社会情勢が変わっていないかどうかなという部分の確認なんですけれども。

河川課長　　そんなに変わっていないような気がします確認します。それは、チェックします。

加藤委員　　計画変更は今年度17年度中にこれからやるということなんですか。

河川課長　　正式な認可ということで行う予定です。

森杉部会長　　それでは、基本的に継続でお願いしますということですが、今のような附帯事項がありますので、次回もご説明をお願いいたします。

ありがとうございました。

最後、審議資料9番の事業をお願いします。

港湾課長　　それでは、資料の説明の前に訂正をまずお願いしたいと思います。

1ページの一番下に15.4億円とありますけれども、これは15.1に訂正していただければと。

それから、右の方に小さい細い字がありますけれども、8.4億円を8.1にお願いしたいと思います。

それから、12ページをお願いしたいと思いますけれども、中ごろに、家財被害額ございますけれども、1世帯当たり家庭用品評価額15,020千円/世帯とありますけれども、これは被害額に出ております14,927千円/世帯にお願いしたいと思います。

それから、15ページですけれども、これも同じ家財被害額が同じ金額になります。一般被害額の丸の二つ目の家財被害額というところでございます。

それでは、仙台塩釜港海岸 高潮対策事業についてご説明いたします。

まず、今回の高潮対策事業の場所でございますけれども、すべて塩釜港に入っていきまして、一番最後にある出先みたいなのが、今回の中の島・貞山通地区でございます。そこから一番奥に昔の観光船溜まりのあたりが海岸通・港町地区ですけれども、そういうふうな位置づけで今事業を行ってまいります。

それでは、1ページの事業の目的でございますけれども、中の島・貞山通地区につきましては、工場とか倉庫、それから物流会社、それから国の出先機関等がありまして、塩釜港の北部の拠点として重要な役割を担っているというような地域でございます。

それから、海岸通・港町地区、一番奥にになりますけれども、工場とか倉庫もありますけれども、マリゲート塩釜の棟がありまして、交流拠点とか、それから観光拠点となっております。また背後の方には、人家とか商店が密集しておりまして、塩釜の中心市街地を形成しているというところでございます。

いずれ宮城県沖地震が起こるということで、津波対策を今後しなければならぬという地域でございます。そういう中で胸壁、陸閘を整備し背後地の安全を図る事

業でございます。

事業の内容でございますけれども、中の島・貞山通地区は胸壁が1,924m、それから海岸通・港町地区が385m。そのうち残っております工事が中の島・貞山通地区が260m、それから海岸通・港町地区が385m。

それでは、事業の進捗状況をご説明したいと思います。

5ページをお開き願いたいと思います。事業スケジュールですが、中の島・貞山通地区につきましては、平成9年度から事業を実施いたしまして、今年度で完成する予定となっております。それから海岸通・港町地区につきましては、今年度に調査・設計いたしまして、来年度から工事に着工いたしまして、平成22年度までには完成する予定となっております。

1ページに戻っていただきまして、事業の進捗状況の画面を見ていただきたいと思いますが、事業の採択年度が平成8年度、それから工事着手年度が平成9年度、当初完成予定年度が平成22年度となっております。評価の方法が元々地区管理で行っております。中の島・貞山通地区は今年度で終わる予定となっておりますけれども、今回は海岸管理ということで、海岸地区を新たに加えたことから、完成予定年度を平成22年度に変えてございます。したがって、計画変更年度が今年度、完成予定年度は平成22年度としております。

当初の全体事業費が12.2億円、それから全体事業費が15.1億円、前年度までの事業費が7.8億円、残事業が7.3億円となっております。

それで、2ページをお開きいただきたいと思いますが、当初予定していた完了年度からの遅れの要因ということでございますけれども、新たに海岸通・港町地区を加えたことによりまして、平成22年度までということで今回評価を受けることになりました。

事業をめぐる社会情勢の変化ということでございますけれども、塩竈市に実は市街地活性化基本計画というものをつくりまして、海辺のにぎわいゾーンということを位置づけまして、観光拠点とか、それから区画整理、商業施設であるとか、それらを取りいれて活性化をして、事業を展開するというふうなことが進めております。

それから、代替案の可能性の検討でございますけれども、代替案として考えられるのは、津波防波堤でございますけれども、仙台塩釜港（塩釜港区）におきましては、防波堤はなじまないということで、現在の胸壁の工事を続けていくことが妥当でないかと。

それから、費用対効果でございますけれども、3ページを開いて頂きまして、費用便益につきましては、海岸事業の費用便益分析指針に基づいて算出しています。

事業全体でございますけれども、費用につきましては、中の島・貞山通地区については24億、海岸通・港町地区については14.8億です。

それから、便益につきましては、一応、今回胸壁を整備しておりますので、DLは3.6m、TPに換算しますと2.7mぐらいになりますけれども、胸壁の高さを浸水区域として便益を出しております。

その中で便益は、中の島・貞山通地区で41.14億円、海岸通・港町地区で205.24億円となっております。

3ページにケース2として残事業について書いてありますが、高潮対策事業は一連の工事が完成しなければ効果がないということで、現時点までの整備により発生した便益はゼロとしています。

そういう中で、B/Cにつきましては、4ページを開いて頂きまして、中の島・貞山通地区については1.7、それから海岸通・港町地区については13.8、それから、全部を含めましても6.3というふうになっております。

7ページには、平面図、断面図を記載しております。

それから、8ページは写真でございまして、上が中の島・貞山通地区、下が海岸通・港町地区となっております。

それから、9ページの写真につきましては、完成できた胸壁の状況等、それからこれから整備する海岸通地区になってございます。

以上が調書の説明でございますけれども、関連事業として、平成13年度に仙台塩釜港（塩釜港区）港奥部再開発事業ということで評価を受けていますが、今回は、高潮対策事業だけの費用対効果ということで、ちょうど高潮対策事業が終わりのところに新町川の河川が流れておりますので、一応ここを境にして浸水区域を分けております。

また、いずれ仙台塩釜港（塩釜港区）港奥部再開発事業が再々評価されることになると思いますが、当然工区ごとと、それから今回の海岸通・港町地区の評価も含めた工区毎と全体の評価と併せて行いたいというふうに考えております。

以上が仙台塩釜港 高潮対策事業の説明とさせていただきます。

森杉部会長 ありがとうございます。ご質疑、審査までお願いします。
三陸の方ですと、ゲートをつくって、津波防波堤という構造物がありますよね。

港湾課長 一般的には、海岸側に、消波工とか、護岸工とか、緩傾斜でそのような構造物をつくれますけれども、それに対して、どちらかといえば海岸線から離れた場所とか、少し内陸な場所では、そういうふうに余り緩傾斜とかで整備しますと用地費がかかりますから、かからないような直立タイプの構造になっております。

森杉部会長 高さはどのくらいですか。

港湾課長 1.5mです。

森杉部会長 この高さで高潮は止まるのですか。

港湾課長 一応高さは、先ほど申しましたように、港湾の基準面DLで3.6m、TPは2.7mで確保されています。

森杉部会長 十分な高さがありますということですね。恐らくこれは効率がよい事業でしょう。防潮堤とは事業費が違いますよね。

ご質問をどうぞ。

徳永委員 最後に説明していただいた再開発の関係で2重投資になっていないのかどうか確認したいのですが。再開発事業の評価のときには、津波対策は再開発事業の方で調整すると説明されたと記憶していたのですが、その関係がちょっとよくわからないものですから。

港湾課長 調書の12ページの図ですが、仙台塩釜港（塩釜港区）港奥部再開発事業のときは、青と赤に全部含めて一応評価させていただいたわけですがけれども、港奥部、要するに再開発事業ということで、全部ということでやらさせていただきましたけれども、今回は、高潮対策事業ということで、赤の区域のみの評価ということで、行っております。

沼倉委員 例えば仙台塩釜港（塩釜港区）港奥部再開発事業がなければ、津波は廻ってくるのではないのでしょうか。

港湾課長 今、海岸高潮対策事業とは別の港湾環境整備事業という事業で、今、事業着手して行っています。ですから、今、港奥部再開発事業ということで、高潮対策事業と港湾環境整備事業の2つの事業が入って行っている状況です。

沼倉委員 この津波とか高潮を止めるためには、両方の工事が必要ということですね。

港湾課長 そうです。当然この海岸も、先ほど言いましたように3.6mと低い場所でありますので、青の区域がありますけれども、当然、ちょっと構造は違うのですけれども、同じ高さの構造物をつくることにしております。

森杉部会長 沼倉委員の質問は、向こうの埋め立てではなく、青い区域のところを整備をしなかったら、回ってきて、赤い区域に被害が行くじゃないだろうか、この可能性はないですかという質問です。

港湾課長 ですから、今、青の方の区域の方も別の事業を入れて整備中でございます。

沼倉委員 3.6メートルの津波を防ぐための全体的なコストは両方の事業を行ったことにより出るのではないかと思うのですが。

港湾課長 ただ、今評価していただいている海岸高潮対策事業と、港湾環境整備事業とは違うものですから、今回はその海岸高潮対策事業ということで、一応構造物というか、事業の区切りところで新町川がありますので、そこで区分して費用対効果を算出しているということです。

沼倉委員 この事業を継続するということは、恐らく問題がないんだろうと思うのですが、できれば、高潮を止めるために、全体でどのぐらい費用がかかるのか、審査の中で重要ですので、お聞きしたいと思います。

森杉部会長 全体の便益ですね。計算してください。それは参考としてここに付けていただいて、違いについてご説明をいただくと、より事業の位置づけがはっきりするのではないのでしょうか。

港湾課長 要するに全部入ってきますので。

森杉部会長　　ですから、それを出していただいて、それと比較してどこが違うのか。

徳永委員　　あと、仙台塩釜港（塩釜港区）港奥部再開発事業のときに、1期、2期とあって、2期事業は問題があるのではとの意見があったと思いますが、その関係で今回海岸通・港町地区の整備が加わったのかどうかという点についても説明をお願いします。

森杉部会長　　2期工事というのは、湾内を埋め立てる事業ではなかったかと記憶しているのではないのでしょうか。

徳永委員　　そうですね。だから、埋め立ててしまうと、ここは別に整備しなくてもよいのではないのでしょうか。

港湾課長　　今の埋め立ての整備の見通しというのは、全然ない状況です。効果を早急に発揮するためには、やはり高潮対策事業で早く構造物をつくるべきでないかと。

森杉部会長　　だから全体の計画とその位置づけ、それから今のB/Cの値もつけていただいて、どう連動しているかというお話を頂いた方がいいですね。それを追加資料として加えることによって、基本的に継続となるかと思うのですが。

徳永委員　　海岸通・港町地区は、駅からマリングートまでの重要な路線になると思うのですが、それが1.5m障壁で視界が遮られるとことと、その再開発でその地区を魅力あるものにしようという部分との整合性がとれているのかということも気になるのです。

港湾課長　　胸壁の構造については、まちづくり検討委員会ということで、どういう構造がいいか、単に胸壁をつくってしまいますと、海が見えなくなるから、人の歩くところだけはある程度高さを確保して胸壁をつくるというようなことなど検討はしています。

森杉部会長　　これは次回まで持ち越ししましょう。基本的には問題はないと思いますが、懸案事項として、ほかの事業との関連、今おっしゃったような仙台塩釜港（塩釜港区）港奥部再開発事業や、胸壁整備に伴う景観の問題などがありますので、全体の状況といたしましょうか、津波防止対策の状況について教えてください。よろしいでしょうか。

それでは、これで終わります。ありがとうございました。

以上で、本日の審議は全部終了しました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

行政評価室長　　それでは、事務局の方から二つご連絡させていただきます。

一つ目は、詳細審議をいただく事業に関しまして、先ほど話がありました本日の部会で言い尽くせなかった事項につきまして、ご意見、ご質問等がありましたなら

ば、今月の29日までに事務局あて、ファックスかまたは電子メールでお寄せいただきますようお願いいたします。

それから、二つ目ではありますが、次回の部会は、引き続き再評価対象事業の概要説明と事後評価試行実施計画についてご審議いただきます。

7月15日金曜日午後1時半から2時半、場所は特別会議室での開催を予定しております。隣の部屋であります。

司 会 以上をもちまして「平成17年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 遠藤勝彦 印

議事録署名人 長田洋子 印